

桜井市新型インフルエンザ等 対策行動計画

桜 井 市

目 次

目 次	2
第Ⅰ章 はじめに	4
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	4
2. 桜井市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	4
3. 市行動計画の対象とする感染症	5
第Ⅱ章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針	6
1. 対策の目的・基本的戦略	6
2. 対策の基本的な考え方	7
3. 対策実施上の留意点	8
4. 被害想定	9
5. 社会・経済への影響	10
6. 発生段階	11
7. 対策推進のための役割分担	12
8. 行動計画の主要 6 項目	15
(1) 実施計画	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
第Ⅲ章 各段階における対策	26
【未発生期】	26
(1) 実施計画	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【海外発生期】	30
(1) 実施計画	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	

(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【県内未発生期】	33
(1) 実施計画	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【県内発生早期】	37
(1) 実施計画	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【県内感染期】	41
(1) 実施計画	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【小康期】	45
(1) 実施計画	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	

I 章 はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型ウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方自治体、特措法第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に公布され、平成 25 年 4 月に施行された。

2. 桜井市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成 25 年 6 月、国は新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府行動計画」という。)を策定し、新型インフルエンザ等対策ガイドライン(以下「政府ガイドライン」という。)を示した。また、奈良県においては、政府行動計画と政府ガイドラインにおける考え方や基準を踏まえ、平成 26 年 1 月に奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を策定した。

以上のような国や県の動きを踏まえ、特措法第 8 条の規定により、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画との整合を確保しつつ、桜井市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「本市行動計画」という。)を策定する。

なお、策定に当たっては、特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞くことが定められていることから、桜井市医師会に計画(素案)を提示し、意見を頂いた。

また、特措法第 26 条の規定に基づき、平成 25 年 3 月に桜井市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、本市対策本部の体制整備を行った。

今後、政府行動計画・県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宣、改定を行うものとする。

3. 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は以下のとおりである。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの(以下「新感染症」という。)

第Ⅱ章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1. 対策の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、次の2点を主たる目的として、市は、国、県、関係機関と連携して対策を講じていく必要がある。

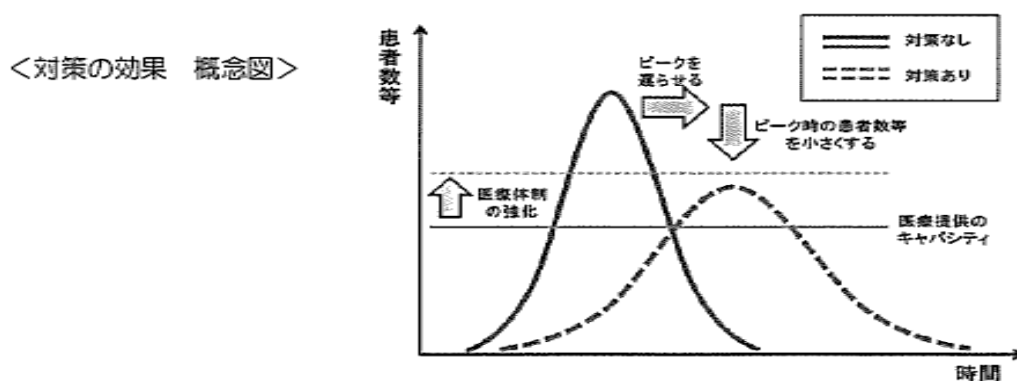
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 初期段階において、感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 市内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成、実施等により、医療提供の業務を始め市民生活及び経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞ （県行動計画より抜粋）



2. 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要である。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な対応ができるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

市においては、科学的知見及び国・県の対策を視野に入れながら、地理的条件、交通機関や生活圏などの社会的条件、医療体制などを考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に実施することを目指す。そのために、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- (1) 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発、市、医療機関、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行う。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替えるとともに、国が実施する検疫強化等の水際対策に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。
- (3) 県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の実施について、必要に応じ協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。
- (4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (5) 県内で感染が拡大した段階では、国・近隣市町村・事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないこと

が考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していくことが求められる。

- (6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、市等の対策に加え、事業者や市民が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザ対策が基本となるが、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策をより強化する必要がある。

3. 対策実施上の留意点

県・市・指定(地方)公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画や業務計画に基づき対策を実施するが、この場合において次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、対策の実施に当たっては、基本的人権の尊重を基本としつつ、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請

等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができる。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得るため、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を、必要に応じ要請する。

(4) 記録の作成・保存・公表

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高いインフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として次のように想定しており、本市行動計画では、政府行動計画や県行動計画で示された推計を参考に、健康被害想定した。

・全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療

機関を受診する患者数は約 6,000 人～11,500 人と推定

- ・入院患者数及び死亡者数については、中等度を致命率 0.53%、重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 240 人、死亡者数の上限は約 80 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 930 人、死亡者数の上限は約 300 人になる推計。
- ・全人口の 25%がり患し、流行が各地域で 8 週間程度続くという仮定の下では、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数(流行発生から 5 週目)は、約 40 人、重度の場合は約 180 人と推計。

項 目		全国	奈良県	桜井市
人口(平成 22 年)		約 1 億 2,806 万人	約 140 万人	約 60,000 人
り患者数(25%)		約 3,200 万人	約 35 万人	約 15,000 人
医 療 機 関 を 受 診 す る 患 者 数		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	約 14 万人～ 約 27 万人	約 6,000 人～ 約 11,500 人
入 院 患 者 数	中 等 度	約 53 万人	約 5,800 人	約 240 人
	重 度	約 200 万人	約 2,200 人	約 930 人
一 日 最 大 入 院 患 者 数	中 等 度	約 10.1 万人	約 1,100 人	約 40 人
	重 度	約 39.9 万人	約 4,400 人	約 180 人
死 亡 者 数	中 等 度	約 17 万人	約 1,900 人	約 80 人
	重 度	約 64 万人	約 7,000 人	約 300 人

<留意点>

- ・これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬による介入の効果、現在の我が国の医療体制、衛生状況については考慮されていない。
- ・未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要があることから、新型インフルエンザの被害想定を参考に対策を検討・実施することとなる。

5. 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定の一例を示す。このような想定を参考にして、事業計画を策定する必要がある。

- (1) 市民の 25%が、流行期間(約 8 週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し欠勤。り患した従業員の大

部分は、一定の欠勤期間後、治癒し免疫を得て、職場に復帰する。

- (2) ピーク時(約 2 週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多くて 5%程度と考えられるが、従業員自身がり患するほか家族の世話や看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約 2 週間)には従業員の最大 40%程度が欠勤する事態が想定される。

6. 発生段階

新型インフルエンザ等の対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

市行動計画は、新型インフルエンザが発生する前から、未発生期、海外発生期、県内未発生期(国内発生期)、県内発生早期、県内感染期及び小康期に至るまでを 6 つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

国全体での発生段階の移行については、WHO のフェースの引き上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、政府対策本部が決定する。

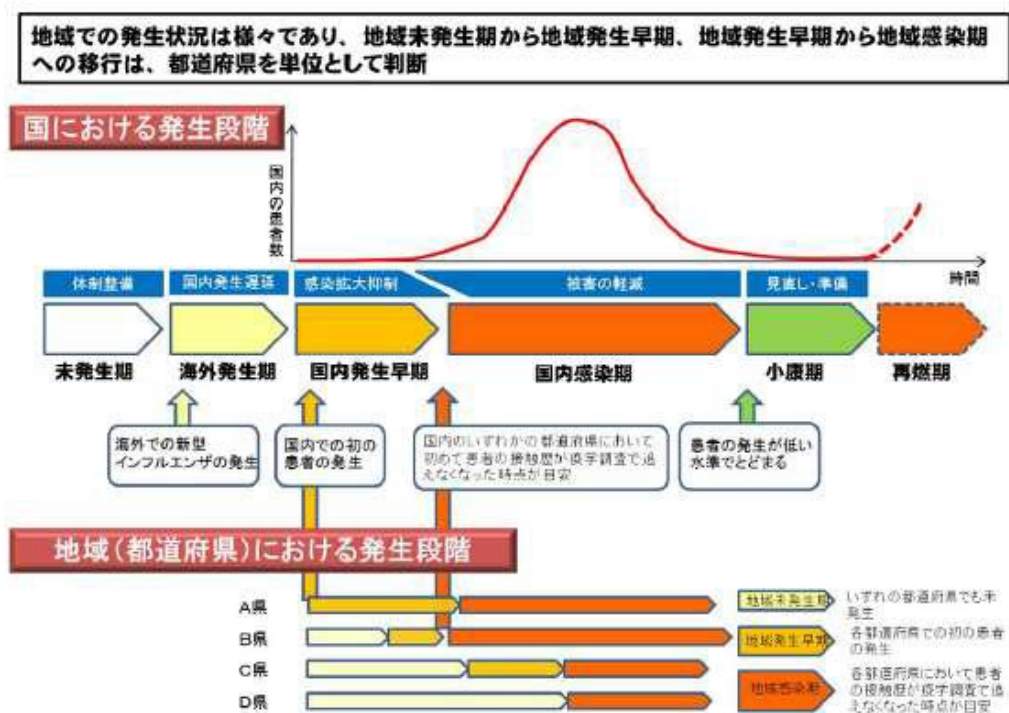
県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

＜各発生段階における対策の目的＞

発 生 段 階	対 策 の 目 的
未発生期	・ 発生に備えた体制整備(行動計画の策定等)を進める
海外発生期	・ 法に基づく対策本部を設置する ・ 国内外の状況等を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める ・ 国内、県内発生に備えた体制の整備、再確認
県内未発生期 (国内発生早期)	・ 情報収集、市内発生の遅延と早期発見に努める ・ 市内発生に備えた体制整備を行う
県内発生早期	・ 市内での感染拡大をできる限り抑える ・ 患者に適切な医療を提供する ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内感染期	・ 医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える

	・ 市民生活、経済への影響を最小限に抑える
小康期	・ 市民生活、経済の回復を図り、流行の第二波に備える

＜国及び地域(都道府県)における発生段階＞



＜県行動計画より抜粋＞

7. 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体としての万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンやその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、国際的な連携を確保し調査及び研究に係る 国際協力の推進に努める。(特措法第3条)新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に基づき、県の対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第 3 条）新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「奈良県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」とする。）を設置し、県の組織が一体となった対策を講じる。

(3) 市

市は、県の行動計画に基づき行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第 3 条）。市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種、生活支援、要援護者への支援等について、基本的対処方針に基づき対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る。

(4) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気またはガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共施設を管理する法人及び地方独立法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの（特措法第 2 条）であり、新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を実施する責務を有する。（特措法第 3 条）

(6) 登録事業者

厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者(特措法第 28 条)は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等が発生時には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(7) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の予防及び対策の協力に努め、まん延による影響を考慮し、その事業の実施に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない(特措法第 4 条第 1 項・第 2 項)。感染拡大防止の観点から必要に応じて、不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛が求められる。

(8) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならない(特措法第 4 条第 1 項)。新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、冷静に判断を行うとともに必要に応じて、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

国	・ 国全体としての体制整備、対策の推進 ・ 発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・ 新型インフルエンザ等のワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	・ 県内における新型インフルエンザ等対策(地域医療体制の確保、感染拡大防止策等)の主体 ・ 関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整、推進 ・ 緊急事態宣言時には、法に定める緊急事態措置(外出自粛、施設使用制限等)を実施
市	・ 地域住民に対するワクチンの接種、要援護者等への生活支援等 ・ 県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施

医療機関	・院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
指 定 (地 方) 公共機関	・医療体制や生活、経済の安定維持に関わる医療機関、事業者等(日銀、放送、電信電話、運輸、医師会等、製薬会社、電気ガス会社等) ・新型インフルエンザ等発生時に、法に基づき新型インフルエンザ等対策(医療提供、社会機能維持等)を実施
登録事業者	・発生に備えた感染予防対策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	・職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備 ・新型インフルエンザ等発生時に一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止措置の徹底
市民	・新型インフルエンザ等発生前及び発生時の行動等の知識の習得 ・マスク、咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践、食料品、生活必需品の備蓄等 ・新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

8. 行動計画の主要 6 項目

市行動計画は、その目標と活動を、国及び県の行動計画に準拠しながら、以下 6 つの分野に分けて示している。各分野に含まれる内容は、(1)実施体制 (2)サーベイランス・情報収集 (3)情報提供・共有 (4)予防・まん延防止 (5)医療 (6)市民生活及び市民経済の安定の確保である。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、県等と連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、事前の準備の進捗を確認する等、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに、市長、副市長並びに教育長を含む各部局の長からなる、対策本部を設置し、国及び県対策本部が示す基本的対処方針をもとに市内の対策を決定する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、各部局で業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても重要業務を継続する体制を整える。さらに、所管する分野の関係機関、関係団体との情報交換や連携を強化する。

(2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、サーベイランスにより新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。このため、国及び県が実施する各種サーベイランスに協力する。

(3) 情報提供・共有

(ア) 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の間のコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、市のみならず、国、県、関係機関、事業者、地域等が連携して取り組むことが重要であることから、こうした関係機関、団体等に対して可能な限り、情報提供に努める。

(イ) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者などにも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、出来る限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページやソーシャルネットワークサービス等の活用を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の

防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関して周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒らに対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係機関等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが重要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してそのように判断されたのか等)や対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮した対応も必要である。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。広報担当部署を中心とし、定期的な情報発信とともに適時適切に情報提供できるようにする。

また、コミュニケーションは双方向性であることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(4) 予防・まん延防止

(ア) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることを目的とする。

(イ) 主なまん延防止策

市は、個人における対策として、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)や感染症法に基づく措置がスムーズにかつ有効的に行えるように協力を行う。

また、市民には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請に協力する。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う施設の使用制限の要請等に協力する。

各種対策の推進に当たっては、風評被害の発生に十分留意する。

(ウ) 予防接種

① ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

② 特定接種

②—1 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

・「医療の提供業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画では、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員、③指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者等を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

②—2 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、県又は市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

③ 住民接種

③—1 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされた場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定(新臨時接種)に基づく接種をおこなうこととなる。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第 46 条第 2 項)と、我が国の将来を守ることと重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において決定される。

考え方	疾患の特徴	重症化しやすい順序(仮定)	優先順位
重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者	① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者
我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者	① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者	① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	成人・若年者＞高齢者	① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	高齢者＞成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

＜県行動計画より抜粋＞

- ① 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例）基礎疾患を有する者、妊婦等
- ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む)
- ③ 成人・若年者

- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

③—2 住民接種の体制

住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、市内医療機関等の協力を得て、早期に接種体制の構築を図る。

④ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・決定されるため、各機関においては、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの指示の基に実施する。

(5) 医療

(ア) 基本的な考え方

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・ 地域の医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・ 県内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療機関に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染対策について情報提供を行う等、受入体制の充実を図る必要がある。

(イ) 発生前における医療体制の整備

県が行う医療体制の整備について、市は、保健所等と連携し、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関

係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備ができるように協力を行う。

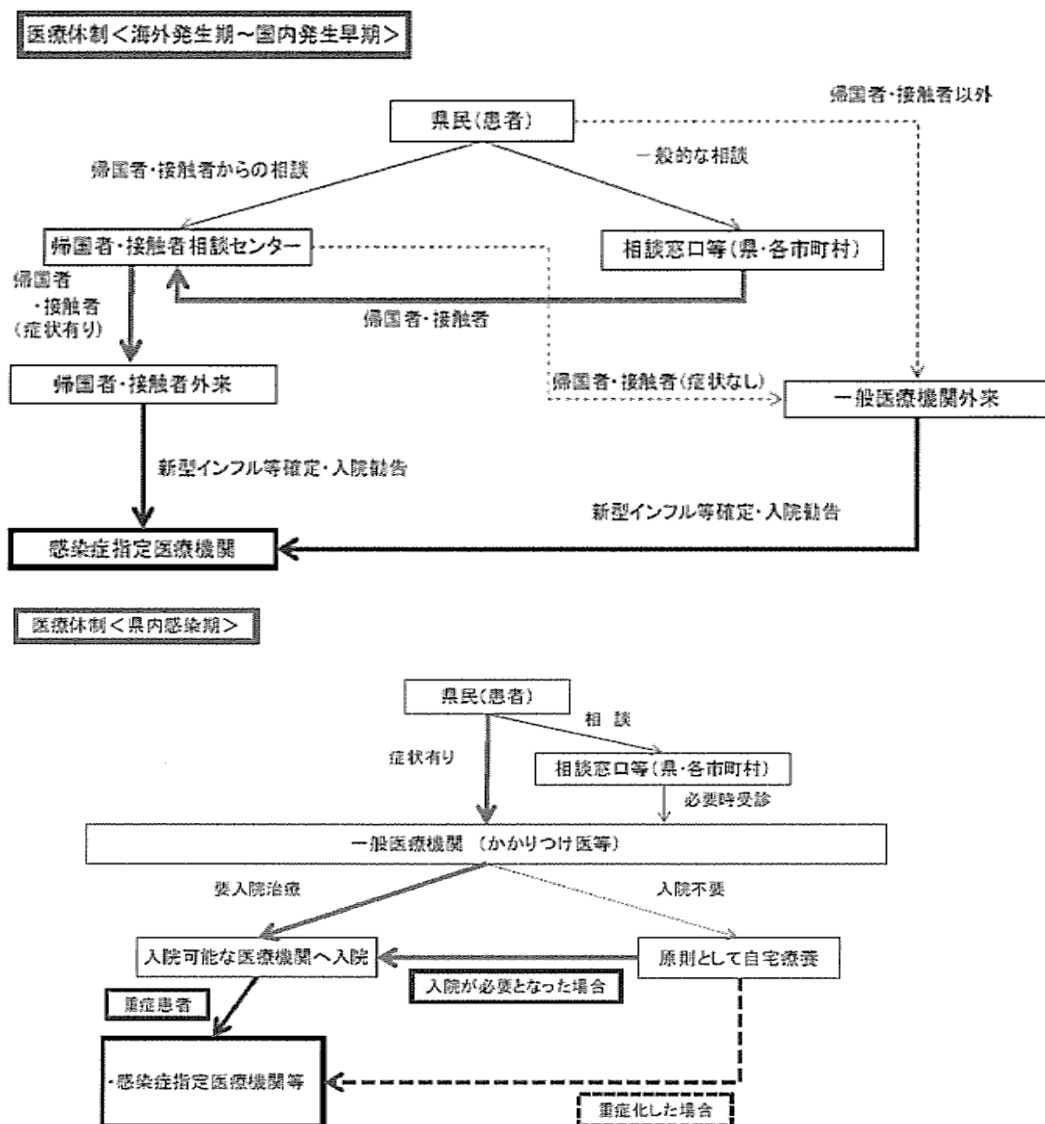
(ウ) 発生前における医療体制の維持・確保

- ・ 県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効であるという考えに基づき、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。また、市立休日応急診療所については、市医師会と調整を図りながら対応していく。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- ・ 同時に、県及び保健所設置市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- ・ しかし、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者の接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護服の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。
- ・ 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。なお、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、協力医療機関で受け入れる体制を確保する。また在宅療養支援体制を整備することも重要である。
- ・ 医療体制の整備には医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、県立医科大学、県立病院、公立病院、県医師会、県病院協会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。

＜県行動計画の抜粋＞

県の行動計画に基づく対策の中で、既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、市は関係機関と連携し、県が行う臨時の医療施設の設置や、災害医療に準じた体制の確保に協力をする。

＜発生段階ごとの医療体制＞



- ・ここでいう「一般医療機関」とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行うすべての医療機関を指す。
- ・海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても院内感染対策を要する。
- ・県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、原則、全ての医療機関において診療を行う。また、入院勧告も原則行わない。(患者入院による感染拡大防止等が望めないため)

＜県の行動計画より抜粋＞

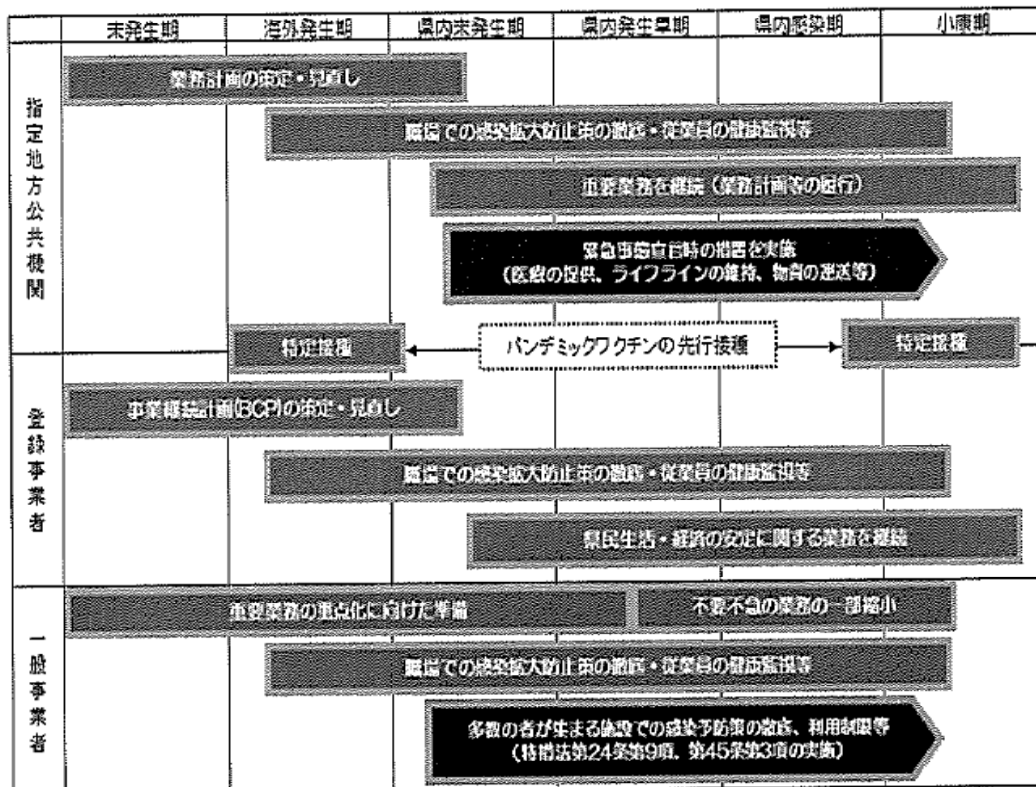
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間続くと予測されている。また、本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤する事態も予想され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足も危惧される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限とできるよう、県、市、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要であり、一般の事業者や市民においても事前の準備を行うよう、市は働きかける。

対策の例		概要
市民への呼びかけ		・個人レベルの対策(咳エチケット・手洗い・うがい等)等基本的な感染予防策 ・自ら患者になった場合の基本的行動等の理解促進
患者・濃厚接触者への対応		・帰国者・接触者外来の診療 ・患者の感染症指定医療機関への入院 ・濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察 ・濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 ・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等への感染予防強化
活動の縮小等の要請	学校・保育施設	・学級閉鎖・臨時休校・入学試験の延期等
	集会・興業施設	・施設の利用制限、活動の自粛等
	事業者	・職場における感染予防策、従業員の健康管理の徹底 ・事業継続に不可欠な重要業務以外の業務縮小
	公共交通機関等	・利用者へのマスク着用励行の呼びかけ等
水 際 対 策		・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視、渡航予定者への情報提供等
特定接種・住民接種		・医療、社会機能維持に係る事業者等へのプレパンデミックワクチンの先行接種 ・住民に対する、速やかな予防接種実施に向けた体制の構築

＜指定地方公共機関、登録事業者の対応＞



＜県行動計画より抜粋＞

第Ⅲ章 各段階における対策

【未発生期】

予想される状況

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状態。

対策の目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 市内発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国・県と連携を図り、継続的な情報収集を行う。

1) 実施体制

(1) 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直す。

(2) 連携の強化

国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関とは、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2) 情報収集

(1) 情報収集

厚生労働省、国立感染症研究所、WHO など国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

県が実施される幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）の調査に協

力する。

3) 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市広報誌やホームページ等、各種媒体を活用し、継続的にわかりやすい情報提供を行うことと併せ、関係部局ごとに職員、関係者、施設利用者、企業などにも必要に応じた広報・啓発を行う。

(2) 体制整備等

本市は、情報提供の体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、個人レベルの感染予防策の普及を図る。
- ・県や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。
- ・県の要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

4) 予防・まん延防止

(1) 個人における対策の普及

本市は、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

ア 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等

イ 発生時における基本的な感染対策例

- ・自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。

(2) 地域対策及び職場対策の周知

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に実施する個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。
- ② 緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知

を図るための準備を行う。

(3) 予防接種

① 特定接種

- ・ 厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。
- ・ 特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

② 住民に対する予防接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46 条又は予防接種法第6 条第3 項に基づき、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。
- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。
- ・ 速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

5) 医療

(1) 地域医療体制の整備

本市は、保健所を中心として設置される対策会議等に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。

6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等発生時の業務体系の検討・準備

新型インフルエンザ等発生に備え、業務継続計画を策定するとともに、発生時には、感染予防対策を取りながら、行政機能を維持し、市民を守るための業務体制を検討する。

(2) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

(3) ライフラインの確保

市内におけるライフラインの確保について、水道・下水道をはじめ、電気、ガス、石油、交通機関、食料品等について流通が確保できるよう、関係機関との協議を進める。

(4) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国の要請により、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

（５）円滑なごみ処理などの検討

新型インフルエンザ等発生時のごみ減量を啓発するとともに、収集や焼却など、円滑にごみの処理ができるよう、応援も含めた体制を検討する。

（６）火葬能力等の把握

国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【海外発生期】

予想される状況

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内のいずれかの地域で発生した状態
- ・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態

対策の目的

- ・新型インフルエンザ等の進入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・海外での発生状況について注意喚起に努めるとともに、県内及び市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に啓発を行う。

1) 実施体制

海外もしくは、国内のいずれかの地域で新型インフルエンザ等の患者の発生情報を受信した場合、対策委員会を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、本市の初動対処方針について協議・決定する。

2) 情報収集

(1) 情報の収集

国・県を通して国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

県が実施する、学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況。（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の調査に協力する。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等を国・県からの情報をもとに、市広報誌やホームページ等により、市民に情報提供し、注意喚起を行う。

(2) 相談窓口等の設置

県の実情により、国からの想定問答等をもとに、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。

4) 予防・まん延防止

(1) 感染症危険情報の発出等

国が発出された感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

(2) 予防接種

① 特定接種

基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民に対する予防接種

国と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

5) 医療

(1) 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、県が設置する、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう要請する。社会機能の維持に関わる事業者に対し、企業継続に向けた準備を行うよう要請する。

（２）遺体の火葬・安置等

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。

（３）市民・事業者への呼びかけ

- ① 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- ② 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

【県内未発生期】（国内発生早期以降）

予想される状況

・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者がはっせいしているが、県内では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。

対策の目的

- ・県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・県内の発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。
- ・国内発生、流行拡大に伴って、国や県が定める方針等について必要な対策を行う。
- ・県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。

1) 実施体制

緊急事態宣言がなされた場合には、速やかに市対策本部を設置し、国、県の対応方針に基づき、対策について検討し、実行する。

2) 情報収集

（1）情報の収集

国・県を通して国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

（2）学校サーベイランスへの協力

県が実施する、学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の調査に協力する。

3) 情報提供・共有

（1）情報提供

市は、県等と連携して、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を利用し、国内外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細にわかりやすく、出来る限りリアルタイムで情報提供する。

特に、一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等での感染拡大防止策に係る情報を適切に提供する。

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(2) 情報共有

引き続き、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(3) 相談窓口等の充実・強化

県からの要請を踏まえ、国が作成したQ&Aを活用して、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。

4) 予防・まん延防止

(1) 県内での感染拡大防止策の準備

国、県と連携し、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して、次の協力依頼を行う。

- ・市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を協力依頼する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう学校設置者に協力依頼する。
- ・病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう協力依頼する。

(2) 予防接種(特定接種)

引き続き、国、県と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3) 予防接種(住民接種)

ア パンデミックワクチンが全国民分製造されるまでには一定の期間を要す

る。市は、ワクチンの供給が可能となり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種(新臨時接種)について、国が決定した接種順位に基づき接種を開始するとともに、国の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。

イ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、休日診療所、学校等など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。

(4) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

(1) 緊急事態宣言がなされた場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、上記の対策に加え、以下の対策を行う。

ア 外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

イ 施設の使用制限の要請に係る周知

県が特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る)に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

ウ 職場も含めた感染対策の徹底の要請に係る周知

県が特措法第24条第9項に基づき、学校・保育所等以外の施設について、職場も含めた感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

(2) 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5) 医療

(1) 帰国者・接触者相談センターの周知

市は、引き続き、発生国から帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、国の要請に基づき、県が設置する帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう県等が行う周知に敵宣協力する。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

市は、県からの要請に基づき、県内発生早期、県内感染期に備え、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用する。

6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

市は、引き続き、市内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策の実施の準備を協力依頼する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、市内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう協力依頼する。

(3) 遺体の火葬・安置

市は、引き続き、県内感染期に備え、国から県を通じて行われる、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う旨の要請を受け対応する。

(4) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

(1) 市は、緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

ア 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画または業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、国や県と連携し、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の協力依頼を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【県内発生早期】

予想される状況

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

対策の目的

- ・市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。
- ・政府対策本部が、県に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策をとる。
- ・個人一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけすみやかに実施する。

1) 実施体制

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。本部長は対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等を速やかに行う。

2) 情報収集

(1) 情報収集

国・県等を通じて国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

県が実施される学校サーベイランスへの協力

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

市民に対して市広報誌・ホームページ等を活用し、国・県の情報をもとに、

国内外の発生状況と具体的な対策、コールセンター等に関する情報提供を行う。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。

（２）相談窓口等の体制の充実・強化

国等配布の想定問答の改定版等を活用するとともに、相談窓口の体制を充実・強化する。障がいの特性や外国人などに配慮した相談体制を整備する必要がある。特に電話による対応が困難な聴覚障がいのある人等に対しては、FAX やEメールを活用した相談等を検討する。

４）予防・まん延防止

（１）感染防止策の徹底

業界団体等を經由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・住民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

（２）住民に対する予防接種

住民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。更に、住民への接種順位についても、政府対策本部が、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定する。

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ・住民に対し、接種に関する情報を提供する。
- ・接種の実施に当たり、国及び大阪府と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設の活用、もしくは医療機関への委託等により接種会場を確

保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
緊急事態宣言がなされた場合の措置

(1) 緊急事態宣言がなされた場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、上記の対策に加え、以下の対策を行う。

ア 外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

イ 施設の使用制限の要請に係る周知

県が特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る)に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

ウ 職場も含めた感染対策の徹底の要請に係る周知

県が特措法第24条第9項に基づき、学校・保育所等以外の施設について、職場も含めた感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

(2) 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5) 医療

(1) 帰国者・接触者相談センターの周知

市は、引き続き、発生国から帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、国の要請に基づき、県が設置する帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう県等が行う周知に敵宣協力する。

(2) 患者への対応

帰国者・接触者外来、帰国者接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わない事としている医療機関を除き、原則として、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うこと。なお、市休日診療所については、市医師会と調整を図りながら対応していく。

(3) 在宅患者等への支援

市は、県の要請に基づき、関係機関の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への搬送)や自宅で死亡した患者への対応に係る準備をする。

6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) ライフラインの確保

関係機関や企業と連携し、水道、下水道、電気、ガス、石油、交通機関、食料品等について流通が確保できるよう、体制を保持する。

(2) 事業所の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

(3) 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(4) 遺体の火葬・安置

市は、引き続き、県内感染期に備え、国から県を通じて行われる、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う旨の要請を受け対応する。

緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道関係事業者は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して事業継続を要請するとともに、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対し、まん延した段階において、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

【県内感染期】

予想される状況

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状況（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

対策の目的

- ・ 医療提供体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- ・ 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行うことになるので、その指示に従う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限に留める。
- ・ 欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性が低下した対策を縮小もしくは中止する。

1) 実施体制

国・県の基本的対処方針を受け、対策本部会議を開催し、対処方針を決定する。

緊急事態宣言がなされている場合の措置

県内において、緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 対策本部の設置

緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。

② 他の地方公共団体による代行、応援等新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

2) 情報収集

(1) 情報収集

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

県が実施される学校サーベイランスに協力する。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

引き続き、市民に対し、市広報誌・ホームページ等を活用し、国内外や大阪府内・市内の発生状況と具体的な対策等について、詳細にわかりやすく情報提供する。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法等）、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(2) 相談窓口等の継続

国等配布の想定問答の改定版等を活用し、相談窓口等の運営を継続する。

4) 予防・まん延防止

(1) 市内での感染拡大防止策

① 業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

② 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

(2) 予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言がなされている場合の措置

- ① 県の要請による外出制限や施設の使用制限等の措置に協力する。
- ② 特措法第46条に基づく住民接種を進める。

5) 医療

(1) 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

緊急事態宣言がなされている場合の措置

国や県、関係機関と連携し、区域内的の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 業務の継続等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

② 水の安定供給

水道関係事業者は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に事業継続を要請する。
- ・ 生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

⑤ 要援護者への生活支援

大阪府の要請により、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑥ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

【小康期】

予測される状況

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状態。

対策の目的

- ・市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1) 実施体制

- (1) 緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに対策本部を廃止する。
- (2) これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行う。

2) 情報収集

(1) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国や県を通じて必要な情報を収集する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

県が実施される学校サーベイランスへの協力。

- ・再流行を早期に探知するため、学校サーベイランスを再び強化する。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

引き続き、市民に対し、市広報誌・ホームページ等、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供する。

（２）相談窓口等の体制の縮小

状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

４）予防・まん延防止

（１）予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6 条第3 項に基づく新臨時接種を進める。
緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 予防接種

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

５）医療

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

６）市民生活及び経済の安定の確保

必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 業務の再開

市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

